

○議長（山須田清一君）：休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8番、小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：質問通告書に基づき、2項目4点ほどに質問をさせていただきます。午前中、午後と、同僚議員が同様の質問をされたので、抽象的な質問ではなく、より具体的にお聞きしたいと思います。

3月の定例議会、この場におきまして、人口増や人材の確保等の質問をさせていただきました。既存の産業のさらなる振興。過去の産業の復活。また、新エネルギーやバイオマスなどの、新しい産業の創出をして、それによって、人口増や人材確保、村の活性化を図る、というような質問を、この場でさせていただきます。今回は、直接的に村に人を呼び込み、移住対策等、直接的な人口増を図る質問をさせていただきますしたいと思います。

産業の創出や、産業の復活、振興等での人口増は、村長もお分かりのとおり、一朝一夕で、今年から産業が創出されたからといって、来年、再来年と、人口が増えるわけではないと私は考えます。少ない人数ではありますが、移住という点に限って施策を行えば、早ければ今年度からでも、遅くても、様々な対策を打つことによって、来年度の4月1日からでも人口増を望めるのではないのかと考えたところでございます。

北海道では、各市町村を取り巻きながら、様々な移住対策について、積極的な施策を展開しております。猿払村の人口を増加させるために、直接的な移住対策が重要と考えて、移住に関しての村の考えをお聞きします、という質問ではありましたが、先ほどの同僚議員の質問で、考え方については、お聞きしたところでございます。

より具体的な質問で、北海道には、平成17年に、北海道移住促進協議会というのが発足されております。この協議会に、現時点で猿払村は参加しているのか、していないのか。その辺も含めながら、考え方とともに、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。先ほどもお答えいたしましたけども、移住対策は重要なものと考えております。協議会につきましては、今年から参加しております。本村はですね、働く場所、その基盤はあると考えますので、第一線を退いた年代の方も、村の産業への労働力となる年代の方たちも、受け入れるための場所、住宅対策等をですね、移住対策も含めましてですね、どのように進めるか、庁内、関係団体などで協議してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今年度、平成25年度から、移住促進協議会に加入しているということで、多分、今、道内で100市町村を超える自治体が加入していると考えます。様々な情報発信が考えられる中、この協議会に参加して、まだ2か月ほどというのはありますが、昨日、移住・交流案内ということで、村のホームページを見させていただきました。ワンストップサービスで、財政企画課企画係の担当がいるよと。村のセールスポイントも、文章で書いてはありました。住まいの情報や、安心して暮らす情報。観光イベントとかのホームページ等もありますが、他の促進協議会に加入している自治体と比べると、苦言を呈するようですが、非常に見劣り感があるものでした。4月から入っているということをお聞きしました。より迅速に、このホームページの充実を考えます。

移住対策は、こういう村からの情報発信が非常に大事だと考えます。ホームページでの積極的な誘致活動や、移住、田舎に暮らすことの不安を解消するためのパンフレットの作成や、様々な形で村の特産品が、今はネット上で販売される時代です。うちの村の企業を通してながら、ダイレクトメールの送付。それと、様々な住宅関連の情報サービス等が重要ではないかと考えるところです。村長を始め、担当課長に、4月から入ったばかりといっても、2か月も過ぎました。このままホームページだけのお知らせだけで済むのではなく、積極的な施策を、と考えるところですが、この1年間の活動に関し

ての方向性、また具体的な事例について、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：坂本財政企画課長。

○財政企画課長（坂本秀喜君・登壇）：お答えさせていただきます。正式に、この移住促進協議会に加入したのは今年度からでありますし、先日、総会で承認が認められました。総会自体は5月、確か20日過ぎという形になっております。その後すぐ、5万円の負担金を払って、正式に活動を始めているというところ です。

今、御指摘にありました、ホームページについてです。内部でも、中身についての充実 は検討しているところでもあります。各議員から、いろいろと御指摘を受けるのかな、というのがありますけども、実は、受け入れとなる場所が、しっかり定め切れておりません。ちょっと暮らし等を含めて、移住を受けるためには、もちろん、雨風凌げる建物。鞆一つで生活ができるような家財道具。茶碗等も含めての整備が必要だということもありまして、先ほど来の御質問でも、村長の答弁もありましたとおり、住宅の確保も含めて、庁内横断的に会議をしながら進めていきたいというふうに 思っています。その結果を基に、具体的な住居の提供等を踏まえて、よりホームページの充実を 図っていきたいというふうに 思っています。

私、財政という立場で、これまで、このお話をさせていただくときに、どうしても順番として考えている点がありました。費用対効果ばかりを言うつもりはありませんけども、どうしても今、公的な住宅で空いている所。すぐ住める所が、やはり優先順位として一番高いのではないかと、いうふうに最初に 思っております。2番目に、多少の手直しで住める環境になるような所。その後、先ほどの眞田議員の御提案にもありました、各種施策のほうにつなげるのがスムーズなのかな、というところ で思っていたものですから、なかなか 進んでいないという現状はあります。

早急に各部署、課長さんに集まっていただいて、具体的な住む場所の検討をさせていただいて、くど

くなりますけども、ホームページの充実も含めて進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：非常に、ちょっと厳しい言い方をしてしまうのかもしれませんが、4月から移住促進協議会に入って、移住者を募集するんですよね。それで根本的に住む所がないというのは、非常に厳しい条件での。元がないのに、移住を一生懸命頑張っていこう、というのは、非常に悲しい施策かなと考えるところ です。

定住や移住もしなければいけません、私は、観光も絡めて村を体験していただくということも可能ではないのかなと。その方々が、世帯でも個人でも、課長の話だと、1か月なり2か月なり住む所が確保できなければ、という考えの元での、その発言だと思ったんですけど、私としては、民間のホテルや旅館に、二泊三日程度住んでいただいて、猿払村に住む経験。猿払村とはどんな所かな、という経験をしていただくとか、それとか、農村環境改善センターにある設備、老人憩いの家を使わせていただくとか、二泊三日、夏の間であれば、公営住宅、職員住宅等も使えない建物もないと考えます。

いきなり2か月も3か月も猿払村に住んでもらうというふうに考えるのではなく、観光とも絡めながら、午前中に同僚議員の質問もありましたが、二泊三日で猿払村を体験していただく。名所旧跡を見て歩くだけではなくて、それによって、毎年のように猿払村に、三日が1週間になり、1週間が1か月になり、というような、そういう観光、移住、定住促進制度の施策があつていいのではないかなと考えます。

ここで、今のは提案であります、2番目の質問に移らせていただきますと、3年ほど前から、定住促進対策として、持家住宅助成金や、昨年度からは民間賃貸住宅助成金制度という形で、村民に対しての助成制度は充実していると私も考えておりますが、村民以外の方が、この制度を使うとなると、持家住宅助成金という形で、住居を持たなければ、この制度は使えない。いきなり村外の方が、この猿払村に

突然来て、住居を構えることは、多分、考えにくい制度だと考えます。

より簡単かというと、気軽にということか、本当に1年間、もし猿払村に肌が合わなかったら、簡単に元の自分の故郷に帰れるような、そんなような軽い気持ちで来れる助成制度みたいなものを考えられないかなと思って、私は2番目の質問を、ここに書いたつもりでいます。他の町村でやっていない、気軽に利用できる助成制度。そのことについて、これから、今年、この協議会に入ったわけですから、ちょうどいい機会だと考えます。そのことについての考えを、お聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽昭君・登壇）：ただ今の質問にお答えいたします。答弁というよりも、ただ今の質問の確認にも当たりますけども、一応、答弁いたします。移住、定住促進に対する助成制度につきましては、猿払村内に持家住宅を新築する者に対し、経費の一部を助成することにより持家住宅建設を促進するとともに村外からの移住を推進し、定住者の拡大と福祉の向上並びに地域経済の発展に寄与することを目的に設定された、猿払村持家住宅建設促進助成条例に基づき、平成21年度より実施しております。

この助成の対象者は、村民は元より、議員もおっしゃいましたけども、村外からの移住、定住の希望者で、村内に持家住宅を新築する者に対して、村内の建設業者で施工した場合に200万円、村外建設業者で施工した場合には50万円を、それぞれ助成するもので、平成23年度からは、北海道が定める耐久性や機能性に優れた、北方型住宅仕様での新築を条件に加えたところであります。

平成21年度からの制度利用状況ではありますが、延べ34件で5900万円を助成しており、その内訳としまして、村内業者での施工が28件で5600万円、村外業者での施工が300万円となっております。また、今年度は10戸の新築が村内で予定されており、そのうち助成件数7件に対し1400万円の助成金を見込んでおります。

これまでの経過を見ますと、村内業者での建設が全体の6割を占めていることから、条例の目的であ

ります、定住の促進と地域経済への波及が一定程度図られていると思われませんが、移住による村民以外の助成制度の活用がないことが、大変残念に思っております。村ホームページでも、定住される方への助成金の活用をPRしていますので、多くの方に利用していただきたいと思っております。

この条例が平成25年度限りとされていることから、これまでの実施効果や問題点を検証した上で、早急に村の素案を示し、議員の皆さんとも協議させていただき、持家住宅施策を、より充実したものに、次年度以降も継続していきたいと考えております。

村民以外への助成制度を創設し、移住を促進することの御質問であります。移住に関しましては当面、政策空家の公営住宅を修繕しながらの受け入れができるのかどうかを検討するとともにですね、助成制度の創設や、受け入れ体制について、各課横断的に連携を取りながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：先ほども提案いたしました。この助成金制度では、村の方々が多く利用していると。私の記憶だと、移住という面では1件だけ村外からの方が、この制度を利用したのがあるのかなという記憶がございますが、この施策は、なかなか村外の方が利用するのは厳しいと私は考えます。今年4月から入った促進協議会の中では、いろいろなホームページやパンフレット、体験ツアーや体験施設等を加えた各市町村が載っております。前例のある市町村を参考にしながら、是非、今年一年ですね、いろいろな形で研修をさせてもらいながら、勉強をしながら、来年4月からは実施できるような形で、この施策を進めていっていただきたいと思っております。

促進協議会の中では、年に3回ほど大阪、東京、名古屋と、実際の自治体の担当者が出向いて、移住相談フェアや、移住相談に乗っているという記事も載っております。パンフレットだけ配っても、なかなか、こういう移住というものに関しては進まないのが現状だと私は考えます。是非、村の職員や民間、Iターン、Uターンした村民を包めながらですね、

東京、大阪等に出向いていただいて、移住促進を図る施策を取っていただきたいと思います。

次に2項目目の、障害者の社会参加、就労機関の創設について、ということについて、この質問に対しても、同僚議員が先ほど質問しました。私も、この就労機関や、この支援制度等に関しては、4年ほど前から、この場で何回も質問させていただいております。内部のほうでは、様々な形で検討会があったり、会議があったりと、進んではいたとは思いますが、目に見えた進展がなかったというのが、私は事実だと思います。その点、昨年度、この頃よく耳にする、ななかまどの会というのが創設されました。これが大きな切っ掛けではないかと思ひまして、この場で質問させていただきます。

私は、この質問に関しては、若年者の障害を持った方々が、この村で就労機関に住めないか、とか、住みながら就労できないか、ということについて質問させていただきたいと思います。障害者の方々が、この村に残るためには、働く場所が絶対必要だと、この場で何回も申し上げてきました。今、一つの新しい団体ができました。先ほどと同様の質問になるかもしれませんが、村としての支援状況について、より具体的に、こんなような形ができないか、という話をお聞きしたいと思います。

私の一つの提案です。前回も、この場でお話しさせていただきましたが、今、各学校には、村の予算で支援員という形で、様々な方々が支援の形で入っておりますが、私の見方では、言葉は悪いかもしれませんが、それに特化した支援員ではありません。一住民が支援として入ったり、教職経験者が入ったり、ということでございます。今、この障害者の方々を支援するということは、全国的にも増加傾向にある、様々な形で国の制度や道の制度等があります。できれば私は、プロの方々が何名か村職員として採用し、その方々の中で、村民皆がボランティアだったり、有償だったりという形で、私は、こういう村の支援状況ができないかなという考えであります。そのような具体的な提案に対しての考え方を、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：三浦副村長。

○副村長（三浦高志君・登壇）：ただ今の御質問にお答えをしたいと思います。議員は、特に在学中の障害をお持ちのお子様が、ここにいる間に、あるいは、ここを卒業したときに、引き続きこの村で生活できるという、そういった視点での御質問だと思いますが、あわせて、今、配置を。これは教育のほうですけれども、学校に配置をされている支援員。これは村の、いわゆる専門の職員ではない、という形の中で、今後もっと専門化をした配置が必要なのではないかという、そういった御質問だと思います。

教育の中で、今、教育長がいらっしゃいますから、多くは私のほうでお話しはできませんけれども、いわゆる学校での生活支援が中心というふうには押さえておりますけれども、議員がおっしゃったのは、もっと生活全般、卒業してどうするのかということも含めた、専門の職員が村職員として配置が必要で、そして関係者と共に専門的な立場から動く必要があるのではないか、ということだと思いますから、そういったところをですね、是非、教育委員会とも、それから村長のほうともですね、相談をしながら探っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今、副村長にお答えいただきましたが、最初は、保育所、小学校、中学校と、その中においての様々な支援の形があると思いますので、まず、そこから始めていただいて、最終的には村で就職ができる、就労ができることができるのが、私は村にとって最大のメリットになるのではないかなと考えます。

先ほども同僚議員から、特別支援学級の件について質問がありましたが、きょうの道新で、特別支援学級の入学者と、道内の中卒者のグラフが出ておりました。2004年から2013年までの間に、中卒者は1万人以上も目減りしているにも係わらず、特別支援学級の入学者は右肩上がりに1200人強ぐらいの多さになっているという情報でありました。それによって高等養護学校が分校を作って受け入れるというような形の記事でございました。

この辺は教育長は専門でありますから、これからも支援学級の割合は、6パーセントから7パーセントの割合であると言われております。今もし、拓心中学校が七十何名であれば、これからも平均5人くらいの、そういう子どもたちが。平均ですから、それは何とも言えませんが、その方々が残っていたりするような施策を。いかんせん、ここには高校がありませんので。養護学校もありませんし、1回は管外には出なければなりません、その子どもたちを迎え入れる施設が絶対あるべきだと、私は考えます。

そこで2番目の質問ですが、今、ななかまどの会ができました。それには、私たち民間業者や行政、それに伴う、親の会ではない支援団体が必要だと、私は考えます。それがNPOになるのか、任意団体になるのか。多分、そういう子どもたちや、就労したいという方を受けるときに、一民間業者が受け入れるというのは、非常にリスクを背負いますし、また、その就職した子どもたちに対しても、この狭い猿払村の中での就職ですから、そういう意味ではデメリットもあると考えます。

受け入れ施設が一つあって、その子どもたちだったり、若者だったり、職場、職業を定期的に回れるようなスタイルだったり、自分に適した仕事は何かなど。水産加工だったり、建設業だったり、製造業だったり、農業だったり、いろいろなことが考えられると思います。そのような、これからはNPOか、支援団体か、そういうものが、行政と民間として作ることが、私は理想だと考えます。この辺の現実的なことに関して、村の体制づくりについて、お聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：大石教育長。

○教育長（大石真君・登壇）：先ほどの支援員の話も含めて、お話をさせていただきたいというふうに思いますが、資格を持った専門的な知識を有しながら、子どもたちの発達に適切な支援をしているというような人物を、ということ、将来的には、やはり必要なことになってくるだろうというふうに思います。

現在は、そういう意味では、御指摘のとおり部分もありますが、発達に熟知した大学の教師もですね、入っていただいております。その中で、そこで学びを通して、教職員自身の教師力も向上させながらですね、そういうことに対応していく力を育てていきたいなということで、今年度から北星大学のほうの先生に入っていただいているわけでございます。そういう意味では、そこでの教師力向上が、子どもたちの将来を生きる力を構築していくものではないかな、というふうに考えているところです。将来的には、先ほど副村長が話した形で見据えていければいいかな、というふうに思いました。

支援団体の考えということは、おっしゃられることは、高校というか、高等養護を卒業したあとのことを御指摘されているのではないかとということで、お答えさせていただきますが、障害を持たれる方々も、この村に残れる。安心して住める。これが大事だということで行くと、今、高等養護学校のほうは、いろいろな分校等を含めて、自立できるための教科を増やしていると。倍率が非常に高いです。そういう意味では、なかなか入れない所の子どもたちもいるということで、道もですね、学級を増やすと、先ほど議員がおっしゃられたとおりの動きになっているようですけども、そういう、明らかに障害種別がはっきりしているという場合については、そういう所の進路もありますが、軽度発達障害の関係については、なかなか、そちらのほうに入ることはできません。ですから、普通高校への進学になっていきます。

そうすると、普通高校への進学だと、そこについての配慮というのは、なかなか難しいものがあって、人員的にも配慮されておりません。そういう意味では、なおさらのこと、高校を卒業したあと、相談ができる、そういう場や、組織が必要なんだと思います。それが、今いる子どもたちが卒業するころまでに、醸成されていかなければならない団体の一つであろうと。そして、今、議員がおっしゃったような支援団体の関係でいけば、稚内、それから豊富では、職親の会ということで、皆さんにも御存じのとおり会があって、そういう中で、就職も含めて、そして、こういう弱さを持っている子には、こう接

すればいいんだという、そういうアドバイスができるような、そんな機関や団体が必要になってくるんだろうと。

それは、これからの子どもたちの動向も含めて、そして、これから増えている。何をもって増えているかというのは定義のところは難しいので、先ほど、私は増えているように感じる、というように話しましたが、そこも含めてですね、そういう状況を構築することが、一番安心して住むことができる村を作っていくのではないかと。その一番の要素は、やはり村民が、それぞれお互いのことを知り、お互いを思いやる心や、共に育つというところをですね、大事にしていく村の風土 なんだろうなというふうに思います。そんな形で今後のことを考えているところです。以上です。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今現在、村には知的、精神、身体、その他の障害者を含めて、村外にいる方も含めてですけども、100名を超える方々がいるという情報であります。今、教育長の答弁にあったとおり、そういう支援団体を、いち早く醸成することが、私は本当に、この方々が村に住んでいただく第一歩と考えます。

とかく私たちは、様々な障がいを持った方々を見るときには、何もかもデメリットがあるような形で見てしまう傾向がありますが、この場でも話させていただきましたが、一つのことに関してはデメリットだが、この子に、この仕事を預けたら誰よりも真剣に、素早く、メリットに変えて仕事ができる。例えば木工だったりとか、パソコンへの単純入力作業だったら、私たち健常者よりも全然早くできる、という子もいるという話も聞いております。できれば、そういう子の特性をいち早く掴む専門の支援員を村に招き入れ、就職していただいでですね、今、教育長が言ったような支援団体が早くできることを望んで、私の質問を終えたいと思います。